

広島市

令和3年
10月1日開設

成年後見利用促進センター

今のこと、将来のこと…
どうしよう？成年後見制度
ってなあに？成年後見制度の
手続きが難しそう認知症になったら
お金の管理は？障害のあるこどもの
将来が心配広島市成年後見利用促進センター
では、成年後見制度の
活用をお手伝いします。このようなときは、
お気軽にご相談ください。

広島市成年後見利用促進センター

☎ 082-207-3367

成年後見制度とは…

認知症や知的障害・精神障害等で判断能力が不十分な方の意思決定を支援する人を家庭裁判所が選ぶことによって、本人の権利や財産を守ることを目的とした、法に定められた制度です。



広島市成年後見利用促進センターでは
次のような役割を担います。

相談



- ・成年後見制度の利用に関する相談を受付けています。
- ・「成年後見制度」を利用するための手続きや、申立てに関するアドバイスを行います。
(※相談者に代わって申立てをすることはできません。)
- ・必要に応じて関係機関をご紹介します場合もあります。

- ・「成年後見制度」をより多くの方々に知っていただくための講演会等を開催します。
- ・地域での集まりや、さまざまな団体からのご依頼により、説明に伺います。
- ・市民のみなさんや、関係機関の方々に広く情報を発信していきます。

広報・啓発



広島市成年後見利用促進センター

☎ 082-207-3367

FAX 082-264-6437

E-mail kouken@shakyohirosima-city.or.jp

〒732-0822 広島市南区松原町5-1 BIG FRONTひろしま 6階
(社会福祉法人 広島市社会福祉協議会内)

相談日時：平日 8:30 ~ 17:15

(土日・祝日・12/29~1/3は除く)



来所相談の場合は、事前にご連絡いただくと待ち時間が少なくスムーズです。